

若狭町農業経営改善計画認定基準の基本的な考え方

若狭町農業経営改善計画認定審査委員会

平成25年2月20日

1 米の生産調整に協力されない農業者（計画）の取扱い

平成22年産以降の主食用米の需給調整については、生産数量目標に即した米づくりに大きなメリットを付与し、より多くの農業者の参画を促すことにより、その実効を期し、従前の米の生産調整に関するペナルティ的措置は、原則として廃止することとなりました。

また、このように需給調整の在り方が見直されたことに伴い、これまで認定農業者の認定及びその取消しの取扱いについて定めてきた通知等についても改正等が行われ、平成22年産以降の主食用米の需給調整の見直しに伴う認定農業者制度に基づく農業経営改善計画の認定等の取扱いについて（平成22年4月1日付け21経営第7171号農林水産省経営局経営政策課長通知）において、その取り扱いが示されました。

しかしながら、若狭町農業経営改善計画認定要領第1のとおり、認定農業者は地域農業の主たる担い手として、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資することを目的としており、若狭町の主要農産物である米の生産調整に協力されない農業者は、地域農業の主たる担い手として相応しくないと考えます。

また、米の生産数量目標に対する過剰作付け等は、米の生産調整に協力される農業者には直接的な影響がないものの、米の生産数量配分（本配分）には間接的に影響しています。

以上のことから、生産調整対策が考慮されていない計画については、若狭町において適当でないと判断します。